

## 令和4年度 第2回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：令和5年2月20日（月）14時～15時20分

場 所：門真市保健福祉センター 4階 会議室2.3

### ■会議次第

#### 1. 開会

#### 2. 議題

- ① 地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について
- ② 令和3年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について
- ③ 障がい者の理解啓発・理解促進について
  - ・保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定について
  - ・障がい者週間キャンペーンについて
- ④ その他

#### 3. 閉会

### ■配付資料

#### <事前配付>

- ・協議会次第
- ・資料1 地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について
- ・資料2 令和3年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について
- ・資料3 門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体について
- ・資料4 障がい者週間キャンペーンについて

#### <当日配付>

- ・協議会委員名簿
- ・座席表
- ・門真市情報公開条例（抜粋）
- ・審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
- ・門真市附属機関に関する条例（抜粋）
- ・門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

### ■出席者

委 員：小寺委員（会長）、岩本委員（副会長）、小原委員、谷掛委員、藤江委員、森田委員、大北委員、中村委員、石橋委員、東野委員、北本委員、白川委員、吉井委員

事務局：障がい福祉課 木本課長、馬屋原課長補佐、池田課長補佐、村下主任、池田主任、増山

■欠席者

委員：本木委員、青木委員、須藤委員

■傍聴者：4名

■議 事

事務局：定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第2回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。

本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。失礼して座って司会進行させていただきます。ここで委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は、16名中、13名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

本日は、令和4年度第2回目の会議でございます。

新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、短時間でできるようなだけ簡潔にご説明させていただき、委員の皆様のご質問、ご意見を中心に進めていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

今年度の委員の皆様につきましては、本日お配りしております協議会委員名簿をご確認ください。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりました、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。いかがでしょうか。

会長：ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見等ございますか。

異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、傍聴者がいるようでしたら入室してもらってください。

事務局

： それでは、早速会議に入らせていただきます。

まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料は、協議会委員名簿座席表、門真市第4次障がい者計画冊子、門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画冊子でございます。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料として協議会次第をご確認ください。協議会次第、資料1 地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、資料2 令和3年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について、資料3 門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定について、資料4 障がい者週間キャンペーンについてでございます。また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例(抜粋)、審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)、門真市附属機関に関する条例(抜粋)、門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)を配付いたしております。不足等がございましたら、お知らせください。

それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しく願いいたします。

会長

： それでは、議事に入ります。

議題①地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

： 座って失礼致します。

それでは、私より、議題(1)、地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、ご説明させていただきます。

まず、最初に日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価をおこないます。資料1-3をご覧ください。

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスを行うことにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなけ

ればならないことが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において定められています。

本市においては、昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。

日中サービス支援型グループホームの概要としましては、障がい者等の重度化・高齢化のため、日中活動サービスを利用できない障がい者等に対して、共同生活を営む住居（グループホーム）において、昼夜を通じた入浴、排せつ、食事の介護等又は相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

本市の指定状況は、社会福祉法人門真共生福祉会が平成 31 年 4 月 1 日付け大阪府の指定を受けて実施しております。

報告及び評価についての目的としましては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることとあります。

評価の視点は、5点あります。

1点目が常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、地域との交流のもとで自立した日常生活及び社会生活を営むことができているか。

2点目が利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。

3点目が日中サービス支援型グループホームのモニタリングの標準実施期間は、他の類型の指定共同生活援助よりも短く3月間とすることとされているが、適切に実施できているか。

4点目が利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られているか。

5点目が日中サービス支援型グループホームは、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされているが、適切に実施できているかです。

運営方針及び実施方法の評価項目のポイントは次頁以降の「日中サービス支援型共同生活援助の評価項目の説明」に記載のとおりとなっておりますので、併せて確認いただければと思います。

この後、本サービスを実施している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料1-1、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書（様式第1号）をはじめ1-2までの資料をご参照ください

い。

続きまして、地域生活支援拠点ジェイエスの運営に関する評価をおこないます。資料1-4-②をご覧ください。

地域生活支援拠点は、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。地域生活支援拠点の事業運営においては、門真市障がい者地域協議会の場を活用し、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進するものとします。

昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。

地域生活支援拠点の概要としましては、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能（相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。

5つの機能については、資料1-4-②で確認してください。

報告及び評価についての目的としましては、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進することです。

評価の視点としましては、相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりという5つの必要な機能が適切に実施できているかです。この後、地域生活支援拠点ジェイエスを運営している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料1-4-①地域生活支援拠点の実施状況等報告書資料をご参照ください。

以上、2つの報告を門真共生福祉会に一括していただき、質疑応答の時間を取り、質疑応答が終了しましたら、門真共生福祉会に対し、各委員様より日中サービス支援型グループホームの運営及び地域生活支援拠点ジェイエスの運営に関する評価となるご意見をいただきたいと思っております。いただいた評価及び意見を踏まえ、今後の運営を行っていただくようにしてまいります。

説明は以上です。

会長： はい、ありがとうございます。

それでは、運営事業者の社会福祉法人 門真共生福祉会より報告をお願いいたします。

地域生活支援拠点： 社会福祉法人 門真共生福祉会です。

座って報告させていただきます。失礼致します。

それでは日中サービス支援型共同生活援助の報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

様式第1号、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書をご覧ください。

シートに沿ってまず基本情報からご説明させていただきます。法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、代表者は理事長永田幸夫。グループホームの所在地は、門真市桑才新町24番2号です。この場所に2階建ての建物があり、その1階部分がグループホームくわざいAで、2階部分がグループホームくわざいBです。構造は1階、2階とも同じ構造です。

定員はグループホームの定員が7名、ショートステイの定員が3名です。

次に職員配置です。シートに記載の数字の通りとなっています。資料1-2-⑦は、基本的な職員配置表となりますので、そちらも併せてご覧ください。24時間365日世話人もしくは支援員がフロアに在中しています。グループホームにはそれぞれ玄関があり、施錠されていますので、利用者も職員も混在することは、ありません。

次に資料1-1に戻っていただき、運営方針及び実施方法について報告いたします。「1. 日中サービス支援型共同生活援助事業の運営方針」、「2. 居宅内で提供する日中サービス」については、報告書の記載内容をご確認ください。

続きまして資料1-2-①に日中サービス支援型グループホームの運営規定がございますので、そちらを開けていただければと思います。第1条、第2条が記載しているページから3ページほどめくっていただいたところの左側のページに虐待防止に関する事項の第16条がございますので、ここを補足させていただきます。本来であればこの第16条虐待防止に関する事項については(5)のところの最後のところに虐待防止委員会の設置についての記載を本年度中にしておく必要となっておりますが、当法人はすべての事業所を一括して令和4年度中の申請を行う予定をしておりますので、現在、記載はありませんが今年度中に改定する予定となっております。なお規定には載っていませんが、法人の中で2回虐待防止員会を既に開催しておりますので、合わせてご報告させていただきます。

資料1-2-⑧、こちらは個別支援計画の内容になります。合わせてご確認ください。

次に資料1-1-①に戻っていただきまして「3. 地域生活の支援」について説明を行います。

地域生活の支援をするにあたり、移動支援等各種外部サービスを利用するようにしています。また、生活支援員や世話人と近隣のコンビニやスー

パーへの買い物、散歩にも出かけています。和歌山や淡路島、レストランなどのグループ外出も行っています。2年前まで実施しておりましたサロンについては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、休止しております。

続きまして、「4. 利用者の健康管理」についてご報告いたします。

朝・夕の健康チェックを行い、緊急時や普段と違う様子が見られた場合は、看護師に通院や処置等のアドバイスを仰いでおります。通院が必要な場合は、支援員が通院の同行をして対応しております。新型コロナウイルス感染症の対応として、建物入館時の検温の実施、来所者リストの作成、アルコールによる手指消毒、グループホーム内でのアルコール消毒、職員のマスク着用の徹底を行っております。またグループホーム内に、紫外線照射装置であるエアロシールドを設置しております。

続きまして、「5. 指定計画相談事業者との連携」について報告します。

3ヶ月に1回の定期的なモニタリングの他、必要時には電話連絡等で情報共有を行っております。変更などの突発的な事情があった場合は、ケース会議を実施しています。資料1-2-⑩に一覧表が記載されていますのでそちらも合わせてご覧ください。

続きまして「6. 行政機関への手続等の代行」です。

ご本人やご家族での手続きが難しい方に関しては、グループホーム担当職員が主となり各種手続きを代行しています。郵送で手続きを行えるものは郵送の代行を行っております。代行する際も委任状が必要な場合は委任状を携え、利用者本人の同行が必要なケースでは、同行したうえ、手続きを行っております。

「7. 家族との交流の機会の確保」についてです。

毎月ご家族と連絡を取るようにはしております。週末等に帰宅希望がある場合は、その希望に沿う形で対応しております。

「8. 定員規模」については、10名以内の定員で運営しております。

「9. 短期入所」についてです。令和4年12月末時点での実績です。男性フロアであるくわざいAについては、延べ201の方が利用されています。緊急時の受け入れとしては令和4年3月から虐待による一時保護の受け入れを行っております。女性フロアであるくわざいBについては、延べ309の方が利用されています。緊急時の受け入れとしては、刑務所から出所させ、受け入れ先が見つからなかった方をロングショートステイという形で受け入れ、次のサービスへとつなぎました。

次に、ご利用者情報です。知的障がいのある方が入居されています。平均区分は令和5年1月時点の入居者で、男性5.5、女性5.6となっております。

ります。平均年齢は、男性が 44 歳、女性 38.3 歳で最年少が 24 歳、最高年齢が 52 歳となっております。

最後にその他ですが、職員向けに虐待等の研修の実施し、バックオフィス業務の見直しを行い、職員会議の回数を増やして、より密に職員連携がとれるようにしています。日中サービス支援型共同生活援助の報告は以上となります。

続きまして、地域生活支援拠点ジェイ・エスの報告をさせていただきます。

それでは様式第一号、地域生活支援拠点の実施状況等報告書をご覧ください。資料 1-4-①です。それではシートに沿ってまず基本情報からご説明させていただきます。

法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、代表者は理事長永田幸夫。所在地は門真市桑才新町 24-2。開設年月日は平成 31 年 4 月 1 日です。

地域生活支援拠点の 5 つの機能について、その実施状況を説明いたします。

①相談支援です。基幹相談支援センターえーるが地域生活支援拠点内に設置されています。その基幹相談支援センターと連携を取り、相談できる体制をとっております。土日祝を含め 24 時間での対応が可能となっております。地域生活支援拠点ジェイ・エスの職員が常駐しており、電話・来所での対応が可能となっております。担当している職員で対応が難しい場合に備え、管理職に携帯電話、スマートフォンを携帯させ、対応できる状況としております。土日祝や夜間に電話や来所による相談は、令和 4 年 12 月時点ではございません。

続いて②緊急時の受け入れ・対応です。短期入所 6 名定員（男 3 名・女 3 名）の枠の空きを利用し、緊急時の受け入れを実施しています。緊急受け入れ実績はくわがい A で 1 名、くわがい B で 1 名です。くわがい A で虐待における一時保護を実施いたしました。くわがい B では、刑務所から出所され、受け入れ先が見つからなかった方をロングショートステイという形で受け入れを行いました。緊急時の受け入れは、受け入れの連絡が入り次第、法人本部、基幹相談支援センター所長、エリアサポート室長との合議により、受け入れ決定を行うこととしています。

続いて③体験の機会・場の提供です。グループホーム内にショートステイを併設しており、ショートステイを利用することで、グループホームでの生活を体験することができます。

続いて④専門的人材の確保・養成についてです。令和 3 年度に引き続き、行動援護従事者養成研修を実施しました。令和 4 年度は 7 名の受講が決定



しています。インターンや職業体験、実習などを受け入れ調整する役割も担っています。また、外国人人材の採用、育成も進めております。令和4年度は、留学生のアルバイト1名を継続雇用し、特定技能実習生を3名採用しています。

令和4年度大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業に参加し、門真市内の他法人に声をかけ、より専門的な知識、技術を身につける場を設けております。

最後に⑤地域の体制づくりです。基幹相談支援センターを中心に各相談支援事業所との連絡体制を構築しております。エリアサポート室を中心に、他法人の事業所と緊密な連携を行っております。法人本部職員は、地域やさらに広域の団体の委員や役員、講師を担い、地域並びにその周辺も含めた協力、連携体制の構築を行っております。

令和4年度大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業に参加し、門真市、門真市内の法人に声をかけ、研修やケースコンサルタントにご参加いただくとともに、大阪府下のさまざまな事業所と連携できる場となっています。以上となります。

会長 : はい、ありがとうございました。ただいまの門真共生福祉会からの報告につきまして委員の皆様何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

会長 : それでは、運営内容についての評価となるご意見を各委員の皆様よりご意見をいただきたいと思えます。まず、1点目の地域生活支援拠点で運営する日中サービス支援型共同生活援助グループホームについて何かご意見はございますでしょうか。

C委員 : ホームの運営につきまして、コロナの状況の中で2年ほど前の協議会においてもグループホームの人材確保について議論されたと思えますが、今コロナの状況も落ち着いてきているかと思えますが、逆に介護業界の中で事業所の方も人材確保にご尽力されているかと思えますが、世話人さんの配置、確保について苦労されていることや、また逆に工夫して取り組まれていることがあれば教えていただきたいと思えます。

地域生活支援拠点 : 確かに世話人の確保については中々難しい状況にありまして、特に12月から1月にかけては大型ショッピングモールの影響もあり本来、問い合わせの電話がかかってくる時期にもほぼ電話がかかってこないこともありました。比較的1月の半ばから後半にかけて例年通り持ち返して来たかなという状況であります。

これは、グループホームに限らずですが、当法人の場合はまずハローワークに求人公開を第一としまして、その後反応が芳しくない場合は、その他の外部の広報誌等を使って展開する形をとっています。先程報告

させていただきましたように今回は特定技能実習生、なかなか入管の許可は下りずまだ働いている状況ではありませんが、おそらく2月の最終週から3月上旬にかけて3名の方が入られます。生活介護事業と世話人としての夜勤業務の両方を担っていただくことになっております。我々としてもトライアルの意味合いが非常に強いとは思いますが、しっかり人材養成をしながらうまく馴染んでもらい、また受け入れ態勢が整うようであれば追加の人材確保に臨んでいきたいと思っております。以上です。

会長 : はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。他はありますでしょうか。

M委員 : 利用者の健康管理についてですが、昨年度の報告では、食事では業者と契約してカロリー管理をして提供しているとありましたが、今年度は記載がなかったのですが、今はされていないのでしょうか。

地域生活支援拠点 : 今年度も序盤はクックチル業者との契約は継続していましたが、世話人、支援員と相談した上で料理そのものの質を上げていこうという声と、またボリュームの観点から別の業者と連携を結んだり、生協の食材を活用することで今までの「クックチル」のようにながらりと固まっていた給食提供とは違い、柔軟性が高まったというところです。また、隣の生活介護事業所には栄養士もおりますので、状況によれば献立等の確認もしてもらえる状況になっております。

会長 : はい、よろしいでしょうか。他はありますでしょうか。

L委員 : 障がい福祉計画の106ページのところで、地域拠点の役割で地域の障がいのある方の支援を行う多機能拠点整備型として開設されていて、大きくは「相談」をはじめ、「緊急時の受け入れ」「地域の体制づくり」「専門性」「体験の機会・場」の5つの機能を活用してなっていますが、先ほどの報告は現在利用されている方の報告で、この5つの機能に関する報告があまりわからない。障がい福祉計画に沿った報告をいただきたい。

会長 : 5つの機能に関する項目の報告はなかったですかね。

L委員 : 体験の場が何人利用したなどの具体的な数字の報告がなかったので。緊急時の受け入れもどんなふうになっているか聞きたい。

会長 : それではL委員から地域生活支援拠点の運営についても合わせてご質問いただきましたのでご回答をお願いします。

L委員 : この5つの機能をどのようにされたのかお伺いしたい。

計画にのっていることなので計画に沿って報告をいただきたい。

地域生活支援拠点 : 資料1-4-①に「実施状況等報告書」があります。これに従っ

て報告書を作成させていただき、この内容で説明させていただきました。

会長 : この資料で5つの機能については具体的な説明があったかと思いません。

地域生活支援拠点 : たしかに日中サービス支援型の説明と重複している物が多くあり分かりにくかったのかなと思います。

L委員 : 私の感じていることを話しますと。

今回、緊急対応してほしいなと思ったことで事案としてなかなか届きにくかったという保護者の声があったことと。多機能拠点整備型で社会福祉法人ジェイエスステージの利用者の利用が多い。門真市全域の障がい者の方に生活支援拠点として役割が果たしているのか疑問に思っている所であります。でも実際の所はコロナ禍の大変な中で頑張っておられるところは良くわかっていますけれども、門真市は地域拠点が市民の緊急時のちゃんとなっているか。実際に行ったことや状況は解って説明していただいたんですけど、実際住んでいる者としての不安は色々あるなと感じてご意見させていただきました。

会長 : 緊急時の受け入れに関しては2ケースの報告をして頂いた。虐待のケースと刑務所から出所された方の次の行き場への繋ぎのケースの緊急入所されたケースということで。日常的なことに関しては既存のショートステイの利用をやっておられますよね。特に緊急性の高いケースのみに対応されたということですね。

地域生活支援拠点 : 今回報告させていただきました2つのケースは、会長のおっしゃる通りケースとしても緊急性の高い事例であり、なかなか受け入れが難しいケースを優先的に受け入れさせていただきました。簡単に申し上げますと「今すぐ使いたい」というケースが起こった時に受け入れするのかどうかについて、今は相談支援専門員を経由して門真市内、近隣他市を含めて調整されているかと思しますので、その中でショートステイクわざいA、くわざいBも入ってくると思っています。その場合は、まず現場レベルで調整する、現在はエリアサポート室内で調整、さらにそこで難しい場合は法人本部や基幹相談の所長と再び協議を行うこととなっております。

会長 : よろしいでしょうか。他、日中サービス支援型グループホームの運営と地域生活支援拠点ジェイエスの運営について何かご質問はありますか。

F委員 : 2点お尋ねしたいことがあります。

緊急時を含めて短期入所の受け入れる際に、新型コロナウイルス蔓延

の中、ご利用いただく際に色々と感染の状態だとか医療的なチェックをしなければ難しいのかなとありました。その点はどのようにされていたか教えていただきたいのが1点です。

先ほどC委員の質問にもありましたが外国人介護人材の件で、まだ受け入れをしていないと回答にありましたが、日本語を指導するとか担当者を明確にするなどされているのかを教えていただければと思います。以上2点よろしく願いいたします。

地域生活支援拠点：ありがとうございます。

まずショートステイですが、新型コロナの感染状況が非常に厳しい状況では受け入れの中止の判断をさせていただくこともございます。ショートステイがグループホーム併設型になっていますので、共有するフロア、お風呂とかりびんぐ等に関してはいまのご利用者様と共有することになりますので、その際に関しましては基本的に中止とさせていただくこともある状況です。

それ以外の状況での受け入れについては、特段の制限はしていません。たとえば抗原検査をして陰性を確認しなければ受け入れをしないなどではなく、風邪の症状がないとか発熱をしていないとかなどを確認して受け入れをしています。

外国人人材に関してですが、現在のところは私が主な窓口業務を担いつつ行っています。実際にこれから本格的に導入するにあたって、介護系の留学生を受け入れしている大学の先生等の知り合いと使って相談していくことと、支援機関との連携を密にしながら週に一回程度私を介して連携をしていますので、そこから対話をしながら充実していければと考えています。以上です。

会長：はい、他ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。各委員から評価および意見をいただきましたので、グループホームの運営と地域生活支援拠点の運営を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

地域生活支援拠点：ありがとうございます。評価いただいた内容、ご意見を今後の運営に活かしてまいります。どうもありがとうございました。

会長：それでは、議題②令和3年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について事務局の説明をお願いいたします。

事務局：それでは、「議題②令和3年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」ご報告いたします。資料2をご覧ください。令和3年度の本市に対する相談事例について、相談内容及び対応状況等をまとめております。

令和3年度の相談件数は8件あり、相談の対応した課としましては、学校教育課が6件、生涯学習課2件ありました。相談があった8件についての、相談の種別としましては、合理的配慮の提供に関する相談事例が7件、環境の整備に関する相談事例が1件でした。相談分野としては、教育に関するものが6件、その他が1件、市職員対応が1件となっております。相談者は、障がい者本人からの相談が2件、その他1件、障がい者の家族からの相談が5件でした。

また、障がい種別で見ると、身体障がい者に関する相談が5件、発達障がいに関する相談が2件、その他（疑い含む）に関する相談が1件となっております。性別・年代では、男性5件のうち、60歳代が2件、10代が1件、10歳未満が2件となっております。また、女性3件のうち、10代が2件、10歳未満が1件となっております。相談に対する対応としましては、問題が解決した事例が6件、継続して対応を行っている事例2件でした。

相談の内容としましては記載のとおりですが、障がいのある児童に対しての体制整備の相談が多くあり、なかでも医療的ケアが必要な児童に対して配慮を希望される保護者の事案も多くありました。相談の内容としましては記載のとおりです。

また、今年度の障がい者差別解消専門部会につきましては、令和3年4月1日より大阪府障がい者差別解消法が改正され、事業所業所による合理的配慮の提供が義務化されたこともあり、守口門真商工会議所の協力の元、門真市内の企業に対し、合理的配慮の提供の実態把握のアンケートを8事業所に対し12月13日から20日の期間で実施いたしました。実施の目的としましては、門真市内の事業所が障がい児者に対してどのような配慮を行っているかの実態調査を行い、調査を行う際に当事者団体も同行し、事業者には障がい者の生の声を聴いていただき、今後の合理的配慮の参考にしていただくとともに、事業者がどのようなことに困っているのか、知りたいのかを知る事で障がい者差別解消へ向けた企業へのアプローチ方法、また、障がい者の理解啓発の周知方法など取り組みを検討し進めていくこと、また、アンケート実施を機にご協力いただいた店舗と繋がりを持つことにより、当事者と事業所と一緒に合理的配慮について考えていくことを目的に行いました。

アンケート結果としましては、8事業者のうち6事業者の24名の回答を得ることができました。24名中12名の事業者が障がい者に対し適切に対応ができているのか、どのように対応すればよいか苦慮されておられました。また24名中13名の事業者が障がい者理解のためのセミナーや研修を希望されておられました。

また、アンケートの配布時に事業者側の実情や不安に思っていることなどもお聞きでき、事業者、当事者ともに貴重な情報交換となりました。来年度は、アンケート結果にもありました、事業所向けの研修等の実施に向けて話し合いたいと考えております。以上で、「議題④令和3年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」のご説明を終わります。

会長 : ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

C委員 : はい、報告の中身のことでないのですが、資料のレイアウト上、文字がかなり小さくなっています。大事なことなのであり、合理的配慮の観点から言えばもう少し文字を大きくする工夫、A3を横にするなど配慮して頂ければと思います。

会長 : ということなので事務局はよろしく願いいたします。

事務局 : はい。承知いたしました。

会長 : はい、他ございませんでしょうかね。

私の方から1点質問があるのですけれども、これは私の方が不勉強なのかもしれませんが、一昨年に障がい者差別解消法の国の法律が改正され、3年以内に施行するというので、たぶん来年度かな。6月ぐらいに施行されて3年になる。それまでに日本国では事業所も義務化されることになる。大阪府は一步進んでいるんですね。大阪府の条例になるんですね。法律ではなく大阪府条例の改正になる。法律ではなく条例が改正されて全国より先駆けて令和3年4月から施行されている。これは大阪府下、全域に浸透しているんですかね。門真市は条例を踏まえて、商工会なども入れてきちんとやっているんですけれども、これは大阪府下全域で見たときにあまり浸透していないように感じるんですけれども、そんな感触はどのような感じですか。

事務局 : はい。会長のおっしゃられる通り、国の行う前に大阪府が条例で令和3年4月から施行した形となります。それに対して周知目的でポスターやパンフレットなどを大阪府が作成し、門真市が協力する形でポスター配布をさせていただいたり、今回の事業所アンケートのときにも事業所に対して大阪府の条例の変更を情報提供しつつアンケートを実施させていただきました。

大阪府から周知が思うように進んでいないことを伝えられていたので、門真市でも窓口のパンフレットを置いてみたり、業者と話をする際には声掛けを心掛けています。

会長 : はい、ありがとうございます。どちらにしても門真市は他より一步進んで実施されている印象があります。ひきつづき頑張ってくださいと思います。他、ございませんでしょうかね。そうしましたら次の議題に進みます。

いと思います。

会長 : それでは、議題③障がい者の理解啓発・理解促進について保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 失礼して座って説明させていただきます。

それでは、議題③障がい者の理解啓発・理解促進について『保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定について』ご説明いたします。

この議会の開催場所である、門真市保健福祉センターの1階にあります、ふれあいコーナーの利用提供をするために、団体等の選定を提案方式により行います。

資料3-1をご覧ください。

要綱第1条には、目的として、障がいに関する理解・啓発活動及び障がい者等の活動の支援等を行う団体が、自主的・自発的に行う公益性のある事業に対し、ふれあいコーナーの利用を提供することにより、交流団体が自発性と創意工夫によって事業を実施することを支援し、障がい児（者）と市民の交流の促進を図ることを目的とする、と定めています。また、利用提供する期間は3年間、対象とする団体は、第4条に記載のとおりです。

第5条には、対象事業として、公共の福祉の向上及び市民の利益の増進につながり、かつ、公益上の必要性が認められる事業で、障がい児（者）と市民が交流することで障がい児（者）への理解を促進する効果が期待される事業としております。

資料3-2をご覧ください。

団体等の選定のための提案募集は、この募集要項に基づき、令和4年11月1日から30日までの間、市ホームページで行いました。

申請に当たっては、利用申請書のほか、事業計画書、団体の規約、会則、定款等、また、事業実施年間スケジュールの提出をお願いしております。

今回の募集では、1団体から申請を受けており、市が利用提供する団体について、市が選定するためのご意見を、この協議会でいただきたいと思っております。

利用申請された、NPO法人門真市手をつなぐ育成会より、この後、事業提案内容の説明をしていただきます。その後、各委員様からの質疑応答の時間を取ります。質疑応答が終わりましたら、申請団体には退出していただき、各委員様より市が利用提供をしてもよいかどうか等につい

て、判断の基準になるご意見をいただきたいと思います。

以上です。

会長 : それでは、利用申請団体の NPO 法人門真市手をつなぐ育成会からの事業提案内容等の説明の準備をお願いいたします。

それでは、事業提案内容等の説明をお願いいたします。

育成会 : NPO 法人門真市手をつなぐ育成会代表です。ふれあいコーナーの代表者としては副理事長が担当しているので、本日は副理事長より報告させていただきます。

育成会 : それでは報告させていただきます。

門真市障がい児(者)市民交流活動事業計画書についてです。

わかりにくい障がい特性である知的、発達障がいの当事者団体として、障がい児(者)の暮らしの向上と地域交流及び、障がいに関する図書や支援グッズなどの物品展示販売と障がい者差別解消法の合理的配慮についてなど、障がいを理由とした差別や偏見、いじめを無くすための障がい理解・啓発に取り組みます。

また、地域社会資源のひとつとして、保健福祉センター内ふれあいコーナーを拠点として、障がい児(者)の福祉サービス、福祉情報、教育や子育てなどの悩みや困りごとの相談を行います。当事者団体でしか、できない親が親による親への支援、ペアレントメンター活動に取り組みます。

コロナ禍中では無人開放の場所としますが、門真市社会福祉協議会の協力を得て、制度の狭間で支援が届かず孤立しがちな人など誰もが集える「ふれあいサロン」として、関係機関と連携を図りながら、多様な取り組みを模索していきます。

さらに、コロナ禍中では状況を見ながらの不定期開催となりますが、コロナ禍終息の折には、障がい者(児)に対する理解・啓発の映画上映を定期開催ができるように進めていきます。

ふれあいコーナーでは、継続的な福祉サービス事業ができないので運営にあたり、予算に不安があり人の配置が課題となりますが、関係機関と連携し、少しずつ事業展開を模索しながらの取り組みが広がるように努めます。

続きまして別紙 1、提案内容に基づく事業実施年間スケジュールについて。事業実施期間は、令和 5 年 4 月 1 から令和 8 年 3 月 31 日、土日祝、8/13 から 8/15、12/28 から 1/5 を除く。事業実施時間は 9 時 00 分から 17 時 00 分予定です。事業従事者は、新型コロナ感染拡大が終息するまでは、専従者は無し。事業内容は、①ふれあいコーナーで実施



可能な活動助成金を得ることができた場合には、人の配置をし、「ふれあいサロン」や「ペアレントメンター事業」をします。②駄菓子屋コーナー、お菓子引きなどの大人も子どもも集える、ふれあい事業を行いたいと考えています。

基本的には、月・木曜日を基本に、会員がボランティア活動として担います。関係機関や市内の事業所と連携を図り、当会担当者が不在の時でも対応できるように協力を得て、随時良い方法を模索しながら事業を展開します。毎月第3金曜日は、『ペアレント活動』、毎月第4木曜日は『おやおやサロン』を定期開催とします。

毎年、年間スケジュールを前期・後期として作成します。概ね2年目、3年目も下記スケジュールを順次行います。

前期は、障がい理解・啓発の展示の見直し、障害者差別解消法や、合理的配慮を啓発できる展示を整えていきます。障がいに関する専門図書や、支援グッズなどを展示していることを多くの方に知っていただき、来訪者を増やしていきます。支援グッズなどの展示方法を試行錯誤しながら、社会福祉協議会、ボランティアサークル、福祉事業所など連携できる関係機関に働きかけをします。ふれあいコーナー事業として得られる助成金を探して申請をし、事業の充実を目指します。門真市知的障害者相談員の協力を得て、毎月第3金曜日、第4木曜日は相談会として『ペアレント活動』『おやおやサロン』を開催します。障害者個別避難計画の勉強会に取り組み、すべての障がいのある人か、災害時に困らないように、情報の提供に務めます。

後期は、展示物の充実を図りながら『ふれあいサロン』『ペアレントメンター事業』『DVD鑑賞』など、定期的にプログラムを計画し、ふれあいコーナーでのイベントなど、プリントを作成し、広く案内して実施していきます。前期プログラムの充実を図り、知的障がいへの合理的配慮や理解啓発のためのワークショップの開催や、障がい特性の研修など参加者の興味・関心のある取り組みをしていきます。コロナ禍が続く中、マスクや消毒ができない重度の障がいのある人の家族支援にも取り組み、養護者虐待の研修会なども取り組みます。前期のスケジュールを継続し、多くの人にふれあいコーナーに来ていただけるように、障がいのある人に関係する情報発信に努めます。

但し、新型コロナウイルス感染拡大の状況などの事情により、事業が計画通りに遂行できないこともあります。

会長 : ここまでの利用申請団体の説明について、委員の皆様何かご質問はございませんか。

C委員 : 今年度、門真市内の小中学校で福祉教育の取り組みの依頼を受けていて、いろんな障がい者団体や育成会のみなさんにも協力していただいています。そういう中で、子どもたちだけではなく、保健福祉センターの1階については地域の住民の人向けに福祉のことを関わってもらって貴重な場所だと思っています。これからも連携しながら一緒に頑張っていけたらと思っています。

また、以前は傾聴サロンという形で社協のボランティアサークルでもいろんな相談をさせていただいてきましたが、なかなかこの3年間コロナ禍で予定どおりの活動ができなかったです。今、国の方で、感染の状況で見直しをされていますので、来年度は、以前のように市民の方が集まれるスペースを福祉関係の方と一緒に当事者団体の方に活用してできるようにご協力いただけるようお願いできたらと思います。  
以上です。

会長 : 他、ございませんでしょうか？

それでは、門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する要綱第9条1項に基づく利用提供の可否についての審査を行いますので、これより門真市利用申請団体のNPO法人門真市手をつなぐ育成会の退出をお願いいたします。

ここまでの利用申請団体様の説明を踏まえまして市が利用提供してもよいかどうか等について判断の基準になるご意見をいただきたいと思えます。いただいたご意見を元に保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定を決定してまいります。

G委員 : 当センターはちょうどふれあいコーナーの前に事務所を構えています。育成会さんが、コロナ禍ではあるのですが、状況を見ながら様々な活動をされてこられたという感想を持っています。

今回、こちらの計画書に、当事者団体しかできない、親が親による親への支援ということで、子育ての悩みごとや困りごとに関しては、育成会さんならではの活動だととらえています。先ほどの差別解消法の報告のところ、児童の相談が多いという印象を持っています。そういう意味では、親御さんの相談場所という点では、日常の困りごとを聴く場として、また、ふれあいコーナーが身近な場所という意味で、引き続き育成会さんが活動して下さったらと思います。

会長 : ご意見、ありがとうございます。他、ご意見はございませんでしょうか？それでは、本協議会での意見を元に事務局の方で利用提供の適否の決定をお願いします。

事務職 : ありがとうございます。今いただいた意見を参考に、最終事務局で決

定していきたいと思えます。

会長 : それでは、続きまして、障がい者ふれあいキャンペーンについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務職 : それでは、私より、議題③、障がい者週間キャンペーンについて、ご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。

障がい者週間キャンペーン（大阪ふれあいキャンペーン）は、障がい者団体、地域福祉団体、府・市町村が一体となり、協賛企業・団体との協力も得ながら、府内各地でシンポジウムや街頭キャンペーンなど障がい理解の啓発イベントを開催しております。本市におきましても、12月3日～9日の障がい者週間に合わせて、障がいや障がいのある方への啓発活動の一環として、関係団体等のご協力のもと、啓発物等の配架及び障がい疑似体験、自主製品の販売を行いました。

今年度は、門真市役所別館玄関ロビー、市民プラザ、イオン古川橋駅前店の3ヵ所で障がい理解啓発物等の配架、1日のみですが、門真市役所別館玄関ロビーで自主製品の販売、障がい疑似体験を実施しました。

啓発物として、障がい者週間PRチラシ、ヘルプマークチラシ、障がい特性チラシ、大阪府コロナ関連手話ハンドブック、自主製品など啓発物の配架を行いました。

資料4-2が今年度配布しましたふれあいキャンペーンPRチラシですのでご覧下さい。

また、障がい者キャンペーンの市民の方への事前周知について、FMハナコ、広報12月号、ホームページ、市役所庁内のシティナビタ、行政情報放映での周知など行いました。

配布物については、前年度と同じ400部としましたが、今年度は、事前周知方法を増やしたことや全ての啓発物に自主製品を封入したこともあり、前年度はキャンペーン期間終了時点で80部程余り、障がい福祉課窓口で配架しましたが、今年度は余りなしでした。

ふれあいキャンペーンに協力いただいた各機関より提出していただいたアンケートの意見として、疑似体験について、思っていたより参加者が来てくれた。他の障がい体験をできて良かった。障がい特性理解の促進に繋がったと思う、などのご意見がありました。

事務局としても、来年度もキャンペーン会議で各関係機関と相談しながら、よりよいキャンペーンを開催できればと思っております。各団体の皆様には、今後ともご意見やご協力を頂きますようよろしくお願いたします。

会長 : ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。それでは、続きまして、議題④その他について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 2件、ご報告いたします。

1件目は、「門真市文化や情報とふれあう手話言語条例」の制定についてです。

お手元の資料をご覧ください。

条例制定にあたっては、条例制定委員会を設置し、ろうあ部会や手話サークルのほか、関係者によって議論を重ね、制定委員会での検討結果を踏まえ、12月の第4回門真市議会定例会で「門真市文化や情報とふれあう手話言語条例」が可決され、令和5年4月1日に施行されることになりました。

前文にありますとおり、本市では、「手話は言語である」という認識のもと、市民が手話に接する機会を広げ、手話言語やろう者に対する理解を促進することにより、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が暮らしやすく、地域で支え合う福祉の心あふれる思いやりのあるまちを目指し、この条例を制定しました。

新年度は、市民や事業者等の手話に対する理解をより深めるため、手話言語条例制定のパンフレットの作成、広報、ホームページ等による手話の啓発、手話講習会等を予定しております。

以上です。

事務局 : 引き続き、2点目でございます。資料はございませんが、門真市第2期障がい児福祉計画において、令和5年度までに福祉関係及び医療関係をそれぞれ1名ずつの配置を目指しております、医療的ケア児等コーディネーター配置についてご報告いたします。

まず、医療的ケア児等コーディネーターとは、医療的ケア児等に対して、保健、医療、福祉、子育て、教育等必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を行う者になります。医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けて、今年2月末に、こども発達支援センターの看護師1名が医療的ケア児等コーディネーターの研修を修了し医療的ケア児等コーディネーターの業務を行っていくこととなりました。

今後、こども発達支援センターに配置された医療的ケア児等コーディネーターを活用していただくため市民及び関係機関等に周知を行っていく予定としています。

以上です。

会長 : ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございましたか。  
それでは、本日の議案は以上になります。今後の会議の予定等を含め  
以降の進行については、事務局にお返しいたします。

事務局 : 会長、進行ありがとうございました。  
それでは、今後の会議の予定及び議事録について、事務局からご説明  
いたします。

今年度の協議会は、これで終了いたします。

委員の皆様任期につきましては、3月31日をもって満了となります  
ことから、3月に入りましたら委員の推薦依頼をさせていただき、推薦  
に基づきまして、委員委嘱をさせていただきたく考えておりますので、  
よろしく願いいたします。

なお、来年度は、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の  
策定のため、協議会の開催回数といたしましては4回を予定しておりま  
す。

来年度も引き続き、委嘱させていただきます委員の皆様におかれまし  
ては、大変お忙しいとは存じますが、ご協力をよろしくお願い致します。

会議の日程調整につきましては、新年度に入りましてから、行いたい  
と存じますので、よろしくお願いいたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」  
の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮し  
た上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除  
いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開  
することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開  
に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いた  
します。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います  
です。貴重なご意見ありがとうございました。皆様、今後ともよろしくお  
願いいたします。